告示

○外務省告示第三百九十三号

平成二十年十一月十二日に東京で署名された社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定について、両締約国が同協定の効力発生に必要なそれぞれの法律上及び憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文の交換は、平成二十二年九月一日に東京で行われた。よって、同協定は、その第二十二条の規定に従い、平成二十二年十二月一日に効力を生ずる。

平成二十二年九月三日

外務大臣　岡田　克也

○厚生労働省
経済産業省
環境省告示第二十三号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百五十六号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第十七条の二第一項の規定に基づき、ＰＦＯＳ又はその塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表ＰＦＯＳ又はその塩の項第一号から第四号までに規定する製品でＰＦＯＳ又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を次のように定め、平成二十二年十月一日から施行することとしたので、同項の規定に基づき告示する。

平成二十二年九月三日

厚生労働大臣　長妻　昭
経済産業大臣　直嶋　正行
環境大臣　小沢　鋭仁

ＰＦＯＳ又はその塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表ＰＦＯＳ又はその塩の項第一号から第四号までに規定する製品でＰＦＯＳ又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項

第１　ＰＦＯＳ又はその塩であること又はＰＦＯＳ又はその塩が使用されている製品であること及びＰＦＯＳ又はその塩が第一種特定化学物質であること。

第２　ＰＦＯＳ又はその塩の含有率

第３　注意事項

１　ＰＦＯＳ又はその塩を譲渡し、若しくは提供する場合又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号。以下「令」という。）第３条の３の表ＰＦＯＳ又はその塩の項第１号若しくは第２号に規定する製品を譲渡し、若しくは提供する場合

⑴　ＰＦＯＳ又はその塩が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあること（ＰＦＯＳ又はその塩が使用されている製品にあっては、含有されている当該ＰＦＯＳ又はその塩が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあること）に留意し、水への混入の防止、廃水の回収等によりＰＦＯＳ又はその塩の排出の削減に努めなければならないこと。

⑵　移替え等の作業は、飛散又は流出する量が最少の量となる措置を講ずることとし、飛散又は流出した場合には、布等により直ちにふき取ること。

⑶　ＰＦＯＳ又はその塩を含む廃水については、可能な限り当該廃水を回収するための措置を講ずること。

⑷　漏出したときは回収するよう努めること。

⑸　廃液等の廃棄物は、関係法令に基づき、自社で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理すること。

２　令第３条の３の表ＰＦＯＳ又はその塩の項第３号に規定する製品を譲渡し、又は提供する場合

⑴　業務用写真フィルムに使用されているＰＦＯＳ又はその塩が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあることに留意し、現像液及び定着液の回収等により、ＰＦＯＳ又はその塩の排出の削減に努めなければならないこと。

⑵　現像作業を行うときは、使用済みの現像液及び定着液を回収すること。

⑶　業務用写真フィルム又は廃液等のうち、廃棄物となったものは、関係法令に基づき、自社で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理すること。

３　令附則第３項の規定により読み替えて適用する令第３条の３の表ＰＦＯＳ又はその塩の項第４号に規定する製品を譲渡し、又は提供する場合

⑴　消火器用消火薬剤又は泡消火薬剤（以下「泡消火薬剤等」という。）に使用されているＰＦＯＳ又はその塩が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあることに留意し、泡消火薬剤等を訓練又は点検において使用する場合は、放出した泡消火薬剤等を回収すること等により、ＰＦＯＳ又はその塩の排出の削減に努めなければならないこと。

⑵　泡消火薬剤等の移替えの作業は、飛散又は流出しないようポンプ等により行うこととし、万一、飛散又は流出した場合には、布等により直ちにふき取ること。

⑶　漏出したときは回収するよう努めること。

⑷　回収した泡消火薬剤等の廃棄物は、関係法令に基づき、自社で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理すること。

第４　表示をする者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所

第明治三十五種郵便物認可
発行所　独立行政法人国立印刷局　〒一〇四－八五四五　東京都港区虎ノ門二丁目三－一　電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）